

令和8年2月10日

魚沼市議会議長 志田 貢 様

議会運営委員会

委員長 本田 篤

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和8年第1回魚沼市議会定例会について
(2) 令和8年度魚沼市各会計予算の審査について
(3) 閉会中の所管事務調査について
(4) 魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について
(5) その他

- 2 調査の経過 2月10日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
令和8年第1回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和8年第1回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。
また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。
令和8年度魚沼市各会計予算の審査については、別紙「令和8年度魚沼市各会計予算の審査について」のとおりとし、質疑は事前通告制で、通告期限は2月25日正午とした。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。
魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、委員長の発議により提出することとした。
その他で、大雪への対応等について執行部から報告を受けた。
また、LINE WORKS（ラインワークス）の運用について及び魚沼市議会情報セキュリティ基本方針（案）の策定について、事務局長から説明があった。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 令和8年第1回魚沼市議会定例会について

(1) 付議事件

(2) 付議事件の取扱いについて

(2) 令和8年度魚沼市各会計予算の審査について

(3) 閉会中の所管事務調査について

(4) 魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

(5) その他

(1) LINE WORKS（ラインワークス）の運用について

(2) 魚沼市議会情報セキュリティ基本方針（案）の策定について

(3) その他

2 日 時 令和8年2月10日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 佐藤卓摩、星 直樹、浅井宏昭、星野みゆき、大桃俊彦、関矢孝夫、
本田 篤

5 欠 席 志田 貢議長

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 坂大議会事務局長、椛澤議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

本田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
令和8年第1回魚沼市議会定例会の運営について、御審議をお願いいたします。

(1) 令和8年第1回魚沼市議会定例会について

(1) 付議事件

本田委員長 日程第1、令和8年第1回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。(1)

付議事件について、執行部から説明を願います。

内田市長　　付議事件につきましては、付議事件一覧のとおりでございます。詳細につきましては総務政策部長から説明させていただきます。

桑原総務政策部長　　それでは、付議事件一覧を基に、順次説明を申し上げます。1 ページ目を御覧いただきたいと思えます。

まず、事件番号1番、専決処分の承認を求めることについて（専決第1号 令和7年度魚沼市一般会計補正予算（第9号））についてであります。こちらにつきましては、1月23日の総務委員会においても御説明いたしましたとおり、1月27日公示、2月8日投開票の日程で行われることになった衆議院議員総選挙の選挙費用に係る補正予算でありまして、衆議院の解散及び総選挙の日程が急遽決まったことから、時間的に余裕がなかったため1月14日付で市長専決処分とさせていただいたものでございます。これについて、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認をお願いするものでございます。なお、補正額につきましては、2,870万円を追加計上したものでありまして、その財源としては全額国費を充てることとしているものでございます。

続きまして、事件番号2番、専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 令和7年度魚沼市一般会計補正予算（第10号））についてであります。こちらにつきましても、2月4日の全員協議会において御説明いたしましたとおり、このたびの災害救助法適用を受けまして災害救助法対応関連経費の計上が必要となったこと、また要支援世帯の除雪及び道路除雪費を中心に実際に除雪関連経費の不足が見込まれ、第1回定例会初日提案の補正予算までに間に合わないことなどから、これらに係る予算補正を2月2日付で市長専決処分とさせていただいたことについて、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認をお願いするものでございます。こちらの補正予算の概要につきましては、先日の全員協議会で御説明したとおりでございますが、災害救助法適用に伴う要救助世帯の屋根雪等の除排雪経費や空き家除雪の緊急安全措置対応経費、また市道機械除雪委託料の不足見込み分などを合わせた6億8,500万円を追加計上したものであり、財源については災害救助法の対象部分に係る国県補助金のほか、財政調整基金の取崩しをもって充てているものでございます。

続きまして、事件番号3番、令和7年度魚沼市一般会計補正予算（第11号）についてであります。当該補正予算の概要であります。歳入歳出予算の補正のほか、継続費、債務負担行為及び地方債のそれぞれの補正、並びに繰越明許費の設定としております。このうち歳入歳出予算の補正につきましては、年度末までの予算執行において不用残が見込まれるものに係る減額分が中心となっておりますが、このほかに国の補正予算に伴う事業の前倒し実施による事業費の増額に加え、年度末を控えて各事業の実績見込みなどに伴う所要額の調整及び財源内訳の変更、調整が主な内容となっております。なお、主な増額補正部分といたしましては、ふたば西保育園昇降機更新工事、除雪センター改修工事、小学校特別教室エアコン工事などのほか、このたびの大雪で除雪作業中に亡くなった方に対する災害弔慰金を計上するとともに、庁舎をはじめとした公共施設の除雪委託料、歴史資料館の稼働に伴う広神会館の燃料費・光熱水費、定期路線バスであります小出高校線の運賃無償化分、それから米価高騰に伴うコシヒカリ給食費など、物価高騰や大雪対応に係る予算不足分を追加し、また過年度実績に伴う国県支出金返納金及び預金金利の上昇に伴う基金積

立金の追加などを追加することに加えて、さきの国の補正予算に伴う事業前倒しの発注分として県営農業農村整備事業負担金、それから市道消雪パイプ散水管更新工事の追加分などを計上することとして調整を進めておりまして、これら一連の追加・組替えとともに、財源の調整・変更を含めた内容を第11号補正予算としてお願いするものでございます。なお、補正額でございますけれども減額分、それから増額分の差引きで、歳入歳出それぞれ約3億5,000万円ほどの減額の補正を現時点では見積もっております。なお、今回の補正予算の財源といたしましては、普通交付税の再算定に係る追加分に加えまして、国庫支出金の補正予算分に係る社会資本整備総合交付金などのほか、基金利子、財産売払い、また国の補正予算に伴う前倒し事業の補助以外に充てる市債等を充当する内容としております。

続きまして、事件番号4番、令和7年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、事業勘定分におきまして、守門健康センターの駐車場除雪費、それから高額介護合算療養費の不足見込み分及び直営診療所施設勘定会計に対する繰出金などを追加する一方、出産育児一時金及び葬祭費について実績見込みによる減額分などを差し引いて、歳入歳出それぞれ3,160万円の増額補正を現時点では見積もっております。また、直営勘定分におきましては、守門診療所に係る駐車場除雪費を追加する一方、同診療所の備品購入費の不用額を減額することとして、差引きで歳入歳出それぞれ280万円の減額補正を現時点では見積もっております。これら一連の追加・減額とともに、財源の調整・変更を含めた内容を第3号補正予算としてお願いするものでございます。

続きまして、事件番号5番、令和7年度魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険料の確定見込みによる広域連合納付金の追加分から広域連合共通経費に係る負担金の確定による減額分を差し引いて、歳入歳出それぞれ3,290万円の増額補正をお願いしたいとするものでございます。

続きまして、事件番号6番、令和7年度魚沼市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、介護保険給付等準備基金の利子分に係る積立金を追加するほか、過年度に実施をした介護報酬改定に伴うシステム改修費に係る国県交付金の確定に伴う返還金を追加することとして、歳入歳出それぞれ830万円の増額補正をお願いしたいとするものであります。

続きまして、事件番号7番、令和7年度魚沼市工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、水の郷工業団地において分譲区画が売却に至らなかったことから売却収入の減額とともに、一般会計への償還金を減額することとして、歳入歳出それぞれ5億700万円の減額補正をお願いしたいとするものでございます。

続きまして事件番号8番、令和7年度魚沼市病院事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入及び支出において、企業債償還利息の不足分に係る一般会計からの繰入金240万円を追加する内容で予算の補正をお願いするものでございます。

続きまして、事件番号9番、令和7年度魚沼市ガス事業会計補正予算（第2号）につきましては、四日町川西地内における県道堀之内小出線改良事業及び堀之内山ノ手町地内における県道大石吉水線改良事業、それぞれに合わせて実施をするガス導管布設替え工事について、令和8年度までの債務負担行為の設定を当該補正予算でお願いするものでございます。

続きまして、事件番号10番、令和7年度魚沼市水道事業会計補正予算（第2号）につき

ましても、ガス事業会計と同様に四日町川西地内における県道堀之内小出線改良事業及び堀之内山ノ手町地内における県道大石吉水線改良事業のそれぞれに合わせて実施をする水道管布設替え工事について、令和8年度までの債務負担行為の設定を当該補正予算でお願いしたいとするものでございます。

続きまして、事件番号11番、令和7年度魚沼市下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、下倉地内における流域下水道接続工事の実施に際して用地取得が必要となることから、当該用地の測量業務について令和8年度までの債務負担行為の設定を当該補正予算でお願いするものでございます。

続きまして、事件番号12番から事件番号20番までの9件につきましては、令和8年度の当初予算に関するものでありまして、一般会計のほか4つの特別会計と4つの企業会計を合わせた9つの会計予算の審議をお願いするものでございます。

続きまして事件番号21番、魚沼市議会議員及び魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてであります。本案につきましては公職選挙法施行令の改正に伴い選挙運動の公費負担金額の算定単価を見直し、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、事件番号22番、魚沼市職員定数条例の一部改正についてであります。本案につきましては魚沼市定員管理計画に基づき職員定数を削減することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、2ページ目を御覧いただきたいかと思います。事件番号23番、魚沼市地域運動広場条例の一部改正についてであります。本案につきましては稲場広場及び大栃山運動広場の用途廃止に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、事件番号24番、魚沼市火災予防条例の一部改正につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、事件番号25番、魚沼市医師等修学資金貸与条例の一部改正につきましては、貸与を受ける者の資格、貸与額等を拡大するため、所要の改正を行うものでございます。

次の事件番号26番、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理につきましては、児童福祉法の一部改正により生じた引用条項等を改めることとして、当該条項を規定している条例の一部改正を一括して行うものでございます。

続きまして、事件番号27番、魚沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、児童福祉法の一部改正により創設されました乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

続きまして、事件番号28番、魚沼市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴いまして、特定乳児等通園支援事業の運営に必要な基準を定めるものでございます。

続きまして、事件番号29番、魚沼市介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法施行令の改正に伴いまして所要の改正を行うものでございます。

続きまして、事件番号30番、魚沼市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定につきましては、新ごみ処理施設の設置届に

添付が必要な生活環境影響調査の結果縦覧等の手続について定めるものでございます。

続きまして、事件番号 31 番、魚沼市体育施設条例の一部改正についてであります。本案につきましては中条運動広場、守門サンスポーツランド及び下条プールの用途廃止等に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、事件番号 32 番、魚沼市工場等誘致条例の一部改正につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等の基準に準拠した表記とするため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、事件番号 33 番、魚沼市入広瀬雪国観光会館条例の廃止につきましては、入広瀬雪国観光会館の用途廃止に伴い本条例を廃止するものでございます。

続きまして、事件番号 34 番、魚沼市営住宅条例の一部改正につきましては、市営大清水第 2 住宅 1 号棟の用途廃止に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、事件番号 35 番、魚沼市過疎地域持続的発展計画の変更につきましては、魚沼市過疎地域持続的発展計画を変更するに当たり過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、事件番号 36 番、旧入広瀬中学校等解体撤去工事請負契約の締結につきましては、契約しようとする工事の予定価格が 1 億 5,000 万円以上であることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める事案に該当するため提案するものでございます。

続きまして、事件番号 37 番、四日町排水ポンプ場電気設備工事請負契約の変更につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき議決をいただいた当該工事請負契約について、工事内容の変更を行うに当たり変更金額が地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づいて市長の専決処分事項として指定されました 1,000 万円を超える金額となることから、議会の議決を求める事案に該当するため提案するものでございます。

続きまして、事件番号 38 番、四日町排水ポンプ場排水圧送管・堤外水路設置工事請負契約の変更につきましても、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき議決をいただいた当該工事請負契約について、工事内容の変更を行うに当たり変更金額が地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項として指定をされた 1,000 万円を超える金額となることから、議会の議決を求める事件に該当するため提案するものでございます。

続きまして、事件番号 39 番から次のページの事件番号 52 番の 14 件につきましては、指定管理者制度を導入している公の施設におきまして、その管理を行わせる指定管理者を指定するにあたり地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

事件番号 39 番については魚沼市響きの森文化会館、事件番号 40 番については魚沼市障害者支援施設ひろかみ工芸、事件番号 41 番については魚沼市障害者支援施設わかあゆ社、事件番号 42 番については魚沼市ボランティアセンター、事件番号 43 番については魚沼市小出老人福祉センター、事件番号 44 番については魚沼市広神老人福祉センター、事件番号 45 番については月岡公園、事件番号 46 番については自然活用総合管理施設深雪の里。 3

ページ目を御覧ください。事件番号 47 番については銀山平キャンプ場、事件番号 48 番についてはふれあい交流センターこまみ、小出公園及び小出スキー場、事件番号 49 番については薬師スキー場、事件番号 50 番については須原スキー場及び魚沼市自然科学館「星の家」、事件番号 51 番については薬師温泉センターゆ〜パーク薬師、トレーニングセンター「ヤッコム」、薬師テニスコート及び薬師運動広場、事件番号 52 番については神湯とふれあいの里、以上それぞれの指定管理者を指定するにあたって議決をお願いしたいとするものでございます。

続きまして、事件番号 53 番、市道路線の変更につきましては、新ごみ処理施設整備に係る河川協議に伴い市道金島 14 号線の終点を変更するに当たり、道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき議会の議決をお願いしたいとするものでございます。

続きまして事件番号 54 番、教育委員会委員の任命につきましては、教育委員会委員のうち任期満了を迎える委員が 1 人おられることから、委員を選任、任命するに当たり地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意をお願いしたいと思っております。

付議事件に関する説明につきましては以上でございます。

本田委員長 説明が終わりましたので、ただいま説明のあった付議事件について質疑を行います。質疑はありますか。(なし) なければこれで質疑を終わりにいたします。

ただいま説明のあった市長提出事件について、これを受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、市長提出事件については受けることに決定しました。

次に、議長受付、提出事件について説明を求めます。坂大議会事務局長。

坂大議会事務局長 (資料「令和 8 年第 1 回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」により説明)

本田委員長 ただいまの議長受付、提出事件について質疑はありますか。(なし) これで質疑を終わります。よって、議長受付、提出事件については、これを受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、議長受付、提出事件については受けることに決定しました。

(2) 付議事件の取扱いについて

本田委員長 次に、(2)付議事件の取扱いについて審議願います。ア、イについて説明を求めます。坂大議会事務局長、お願いいたします。

坂大議会事務局長 (資料「令和 8 年第 1 回魚沼市議会定例会付議事件一覧」の取扱(案)」により説明)

本田委員長 ただいま局長の説明のと通りの取扱い案でよろしいでしょうか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、ウ、急施事件の取扱いについて議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 急施事件の取扱いについて御説明いたします。急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定する

こととさせていただきたいものです。説明は以上です。

本田委員長　この件につきまして、質疑はございますでしょうか。(なし) 質疑を終わりにします。急施事件の取扱いについて、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することによろしいでしょうか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

(2) 令和8年度魚沼市各会計予算の審査について

本田委員長　次に日程第2、令和8年度魚沼市各会計予算の審査についてを議題といたします。議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長　(資料「令和8年度魚沼市各会計予算の審査について(案)」により説明)

本田委員長　この件につきまして質疑はございますでしょうか。(なし) 質疑を終わりにいたします。

予算の審査方法については「令和8年度魚沼市各会計予算の審査について(案)」のとおり、予算審査特別委員会を設置して審査することとし、質疑については通告制とし、通告期限を2月25日水曜日、正午とすることで御異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

しばらくの間、休憩いたします。

休　　憩 (10:31)

(休憩中に予算審査特別委員会委員長等の互選について協議)

再　　開 (10:32)

本田委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

(3) 閉会中の所管事務調査について

本田委員長　日程第3、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。お諮りいたします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査について、議長宛て申出を行うことに決定いたしました。

(4) 魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

本田委員長　日程第4、魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本件につきましては、1月19日の本委員会で御協議いただきました。その後、予算の市長査定があったところでもありますけれども、金額については月1万2,000円の金額で改正案を提出したいと思います。提出の方法は、前回のとおりに議会運営委員長の発議により提出したいと思っております。この件については、皆さんから何か質疑等は

ございますでしょうか。(なし)では、この件に関しましては、そのように進めさせていただきますのでよろしく願いいたします。

日程第5の前ではありますが、皆様に一度お諮りさせていただきます。この後の日程は議会内部の調整になりますので、日程第5、その他で執行部から報告があればそれを先に行い、報告終了後、執行部からは御退席していただくということで進めたいと思いますが、御異議ございませんか。(異議なし)では、そのように決定いたします。

(5) その他

・大雪への対応等について

本田委員長 日程第5、その他を議題といたします。執行部から協議、報告事項等ありますか。

桑原総務政策部長 それでは、このたびの大雪の関係につきまして、先日の全員協議会以後の市の対応について御報告をさせていただきます。

この冬においてまだ一度も雪下ろしをしていないと思われる家屋が市内でも散見されるところでございますけれども、高齢者等の要援護世帯においてもその屋根雪除雪の対応が心配されているところでございます。こうした中、要援護世帯の住居で業者による除雪対応が追いつかない家屋について、特に倒壊が心配される状態で周辺にも危険が及ぶ恐れがあると判断される4件について、生命の危険に関わる事態が懸念されましたので、去る2月6日に新潟県に対して自衛隊の派遣の要請を求めたところでございます。その後、県から正式に自衛隊派遣の要請をいただいたところ、昨日2月9日に自衛隊員約70名が本市に到着し、北部庁舎を駐留拠点として同日午後から要援護世帯の屋根除雪作業に着手してもらっておるところでございます。なお、対象家屋の4件につきましては、須原宮原、平野又、穴沢、坊名の各地内にありまして、いずれも高齢等の理由で御自身で雪下ろしができず、かつこの冬において業者の対応が待たせられている、あるいは業者の手が回らない世帯の住居でございます。

昨日の時点では、須原宮原地内の家屋と穴沢地内の家屋の合計2棟の除雪作業に当たっていただきましたが、いずれも日没までに作業が終わらなかったことから一旦中断をして、本日から再開をしております。なお、4件全ての除雪作業が終了するまでに2、3日を要するものと思われまして、今のところ明後日12日まで自衛隊が駐留いただけるものと見込んでおります。

また、このほかに昨日、2月7日、8日の土曜、日曜にかけまして、消防団から協力をいただいて市内の危険箇所の除排雪を行っていただきました。箇所については、それぞれ道路の交差点等にございます雪壁を崩していただく等の作業、それから消火栓等の除雪といった内容でございます。出動いただいた人員でございますが、昨日時点で報告があったものとしては99名の方から出動し、御協力いただいたということを御報告をさせていただきます。

本件に関する私からの報告は以上でございます。

本田委員長 執行部からの報告でございますが、皆さんから聞きたいこととかありませんか。

(なし)では、執行部の報告は以上とさせていただきます。執行部はこれで退席となります。

す。〔執行部 退席〕

(1) LINE WORKS (ラインワークス) の運用について

(2) 魚沼市議会情報セキュリティ基本方針 (案) の策定について

本田委員長 続きまして、(1) LINE WORKS (ラインワークス) の運用について、(2) 魚沼市議会情報セキュリティ基本方針 (案) の策定についてを一括して議題といたします。本件は、前回の委員会で事務局から連絡がありました件であります。それぞれについて案ができましたので、事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 (1) LINE WORKS (ラインワークス) の運用について、(2) 魚沼市議会情報セキュリティ基本方針 (案) について、それぞれ一括して説明をさせていただきます。(資料「魚沼市議会ラインワークススケジュール、申合せ (案)」及び「魚沼市議会情報セキュリティ基本方針 (案)」により説明)

以上、2件につきましては、各案を議員の皆様から御確認いただき、御意見、修正点等がありましたら2月18日の定例会初日までに事務局に連絡をいただくようお願いします。特に御意見等がなければ連絡は不要であります。4月1日の実施に向け、調整をさせていただきたいと考えております。説明については以上であります。

本田委員長 本件につきまして質疑を行いますか、何かございますでしょうか。(なし) では、以上とさせていただきます。

(3) その他

本田委員長 (3) その他を議題といたします。皆さんから協議事項等はありませんか。(なし) では、ないようですので、本日の会議録につきましては委員長に一任願います。これにて議会運営委員会は閉会いたします。

閉 会 (10 : 42)

議会運営委員会

委員長 本田 篤